

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）メニュー一覧（令和6年度）

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業内容（管理運営要領により） | 担当 | 備考 |
|------|--------------|------------------------------------|---|---------------------------------|------|
| 基本整備 | 基盤整備 | 1 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等） | 都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体・事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関・PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善、認知症施策等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護プロトコットルやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの経営などへの経費に対して助成する。 なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | | 2 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業 | 市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討・推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R2~ |
| | | 3 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施等事業 | ・介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。 ・介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| 参入促進 | 介護人材の「すそ野」拡大 | 4 地域における介護のしごと魅力発信事業 | 「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティから情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす路線指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費に対する助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | | 5 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業 | ・将来的に抱いだく若者（中小学生、高校生、大学生、就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対して助成する。 ・高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | | 6 地域の支え合い・助け合い活動に係る扱い手確保事業 | イ 助け合いによる生活支援の扱い手の養成等事業 高齢者を含む生活支援の扱い手の養成等を行ったための経費に対し助成する。なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | H27~ |
| | | | ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、事務お助け隊が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | R2~ |
| | | | ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業 若者層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等でのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | R2~ |
| | 参入促進のための研修支援 | 7 介護未経験者に対する研修等支援事業 | ・他業種からの再就業・定着促進のため、介護関係の資格を有しない中途採用による初任段階の介護職員に対する介護職員初任者研修等に係る経費を支援する（他制度において支援を受けている者は除く）。 ・訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等にかかる経費に対して助成する。 ・訪問介護分野における介護人材の「すそ野」の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 老健局認知症施策・地域介護推進課 | H27~ |
| | | | イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業 若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理制度等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、「求人側への訪問等による求人条件の改善指導・求職者のニーズ把握による多様な条件（賞金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示・入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付を行うための経費に対して助成する。 また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | 地域のマッチング機能強化 | 8 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 | ロ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業 多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、「多様な人材層（若者・女性・高齢者）」をターゲットとした「多様な働き方（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的の週休三日制等）」による効率的な事業運営の実践を行い、その成果を全国に展開する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R3~ |
| | | | ハ 介護助手等導入及推進事業 都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員」を配置して、市町村の福祉部局や市町村社会福祉協議会等に巡回して周辺活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行ふとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化するために必要な経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R4~ |
| | | | イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。 ・社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に興味を持った中高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバーパートナーシップ等による協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H30~ |
| | 介護人材の「すそ野」拡大 | 9 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 | ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一括的に実施する経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R2~ |
| | | | ハ 介護の周辺業務等の体験支援 介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やUJI研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R1~ |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業内容（管理運営要領により） | 担当 | 備考 |
|---------------------|---------------------|-----------------------------------|--|------------------------------|-------|
| 参入促進 | 介護人材の「すそ野」拡大 | 10 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業 | 介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H30~ |
| | | 11 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業 | イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の支給等に係る経費の一部について助成する。 ロ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や1号特定技能外国人等の外国人介護人材の受け入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための留学生や日本の介護現場での就労を希望する者と介護施設等とのマッチングとして、留学希望者等からの情報収集や日本の受入介護施設等に関する情報提供などの実施に必要な経費について対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H30~ |
| | | 12 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 | イ 福祉系高校修学資金貸付事業 若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に対して修学や就職の準備に必要な経費について、返済免除付きの支援金の貸付を行うために必要な経費について助成する。 ロ 介護分野就職支援金貸付事業 他分野から介護職への参入促進を行なうため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際に、返済免除付きの支援金の貸付を行なうために必要な経費について助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R3~ |
| | | 13 共生型サービスの普及促進に関する事業 | 共生型サービスの普及に必要な施策を実施する際の経費について助成する。 <共生型サービスの普及にあたり実施が想定される取組（例）> ① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案 ② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催 ③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催 ④ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所・介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | R4~ |
| キャリアアップ研修の支援 | キャリアアップ研修支援事業 | 14 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 | イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。 さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行なうための経費に対し助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | | 15 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業 | ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業 介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | H27~ |
| | | 16 介護施設・介護事業所への出前研修の支援事業 | ハ 介護支援専門員資質向上事業 介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行なうためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のよう、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | H27~ |
| | | 17 各種研修に係る代替要員の確保対策事業 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ | |
| 資質の向上 | 潜在有資格者の再就業促進 | 18 潜在介護福祉士等の再就業促進事業 | ・潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における就業体制構築の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。 ・離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効率的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | | 19 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等 | イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。 ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業 チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | H27~ |
| | | 20 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業 | 都道府県が認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に関連する認知症施策について、地域における施策の実施状況等を踏まえたうえで、計画的に取組の充実や質の向上を図るために必要な経費に対し助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | R4~ |
| | | 21 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業 | 地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほか及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、P.T.、O.T.、S.T.、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 老健局老人保健課 | H27~ |
| 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 | 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 | 22 権利擁護人材育成事業 | イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一貫的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | H27~ |
| | | 23 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業 | ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業 都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。 | 老健局高齢者支援課 | R2~ |
| | | 24 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業 | 都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。 | 老健局老人保健課 | H27~ |
| | | 25 外国人介護人材研修支援事業 | 介護施設等における防災リーダー（介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない）の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。 | 老健局老高齢者支援課 | R2補正~ |
| | | 26 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 | 外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R5~ |
| | | | 経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R5~ |

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業内容(管理運営要領により) | 担当 | 備考 |
|------------|---------------------|---|--|---------------------------------|------------|
| 労働環境・待遇の改善 | 長期定着支援 | 27 介護職員長期定着支援事業 | イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R2~ |
| | | | ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 介護事業所における利用者等からのハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | R2~ |
| | 人材育成力の強化 | | ハ 若手介護職員交流推進事業 若手介護職員（経験年数未満3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R2~ |
| 労働環境・待遇の改善 | 勤務環境改善支援 | 29 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 | イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ・介護事業者等各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等））の理解促進 ・女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ・ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事業作業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | | | ロ 介護テクノロジー導入支援事業 介護サービス事業所が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーを導入するための経費に対し助成する | 老健局高齢者支援課 | R1~(R6に拡充) |
| | | | ハ 介護生産性向上推進総合事業 介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があり、発信力のあるモデル事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝播させていくことが重要である。この取組を自治体が主導し、地域の福祉関係者はもとより、雇用や教育などの多様な関係者とも連携しながら、地域全体で取組を推進していく必要がある。 このため、都道府県が主体となって、生産性向上に資するワンストップ型の総合相談センターの設置、関係機関との協議会（介護現場革新会議）の実施等の取組を実施するための経費に対し助成する。 | 老健局高齢者支援課 | R1~(R5に拡充) |
| | | | 二 介護事業所における両立支援等環境整備事業 介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対し助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | R2~ |
| | 子育て支援 | 30 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業 | 介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。 ※雇用保険法施行規則第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業助成金）の支給を受けた介護施設・事業所は対象外 | 社会・援護局福祉基盤課 | H27~ |
| | | 31 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッターパート、介護職員の代替要員の派遣等）事業 | ・介護サービス事業者及び介護施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。 ・介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 社会・援護局福祉基盤課 | H29~ |
| | 外国人介護人材受入れ環境整備 | 32 外国人介護人材受入施設等環境整備事業 | 外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受け入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行ったための教員の賃の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。 なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。 | 社会・援護局福祉基盤課 | R2~ |
| 地離島等・支援山間 | 離島・中山間地域等における介護人材確保 | 33 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業 | 人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する扱い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。 | 老健局認知症施策・地域介護推進課 | R2~ |